

令和4年7月29日 14時00分

近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

東朋産業株式会社

期間: 令和4年7月29日から令和4年11月28日まで(4ヵ月)

範囲: 近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

東朋産業株式会社が、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第6号口(独占禁止法違反行為)に該当するため。

<取扱い>

<配布場所>

近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省近畿地方整備局

大阪合同庁舎第1号館 TEL 06-6942-1141

総務部契約課長

総務部契約課建設専門官

山腰 祐司 (内線 2511)

濱口 哲至 (内線 2512)

令和4年7月29日
近畿地方整備局

東朋産業株式会社に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

東朋産業株式会社は、公正取引委員会により、令和4年2月25日、国、地方公共団体等が発注する機械警備業務の競争入札等において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、違反業者として公表された。

2. 指名停止措置理由

東朋産業株式会社は、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第6号ロ(独占禁止法違反行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止4ヵ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：東朋産業株式会社

群馬県前橋市総社町桜が丘1225-2

代表取締役 村田 茂行

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和4年7月29日から令和4年11月28日まで(4ヵ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(独占禁止法違反行為)

6 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。(第12号に掲げる場合を除く。)

イ 当該地方整備局の所属担当官

ロ 当該地方整備局の所属担当官以外の国土交通省の所属担当官